成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同項第十二号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十三号及び第十四号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成十六年度から令和五年度まで」を「令和六年度から平成十七年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同項第十二号中「平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同項第十三号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同表第四十六号中「平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(1)から(4)までを削り、同号(5)中「平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(5)を同号(1)とし、同号(6)を同号(2)とし、同表第四十七号中「平成十六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同号(1)中「平成十六年度から平成十八年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度」に改め、同号(8)中「令和五年度」の下に「及び令和六年度」を加え、同表第四十八号及び第四十九号中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第三号中

態容補正及び寒冷補正	3　高等学校費

を

態容補正	教職員数
	生徒数

に改め、同項第八号から第十号までの規定中

態容補正及び寒冷補正	教職員数
種別補正及び態容補正	生徒数

を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十一号中「平成六年度から令和五年度まで」を「平成十七年度から令和六年度まで」に改め、同項第十二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「九百八十八億円」を「九百二十九億円」に改め、同項第三号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「二十八兆七千百二十二億九千七百五十万八千円」を「二十八兆七千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和六年度」を「令和七年度」に、「千九百六十五億円」を「二千二百七十億円」に改め、同項第六号中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同項第七号中「令和七年度」を「令和八年度」に、「二千二百二十三億五十四万三千円」を「四千三百九十三億九百五十万八千円」に改め、同条第二項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項中「令和七年度から令和三十六年度まで」を「令和八年度から令和三十四年度まで」に改め、同条第三項中「令和七年度から」を「令和八年度から」に改め、同項の表中

七百七十五億円	

を削り、同条第四項中「を令和七年度」を「を令和八年度」に改め、「令和七年度及び」を削り、「二千四百六十億七千七百八万二千円」を「千四百十四億五千百八十八万二千円」に、「二千二百十九億千三百八十万二千円」を「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」に改め、同条第五項中「令和七年度から」に、「八百九十八億三百四十四万円」を「四百四十九億百七十二万円」に改め、「令和七年度及び」を削る。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和六年度及び」を削る。

附則第六条の二中「令和六年度から令和八年度までの各年度分」を「令和七年度分及び令和八年度分」に改め、「、令和六年度にあっては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「令和五年改正法に係る令和六年度控除額」という。）を控除した額とし」を削り、「令和五年度基金費の額から令和五年改正法に係る令和六年度控除額」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「令和五年度基金費の額」という。）から令和五年度基金費の額の百分の五十に相当する額」に改める。

附則第六条の三を削り、附則第六条の四を附則第六条の三とする。

附則第七条の四の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一号イ中「という。）及び」を「という。）、」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。次号において「令和七年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同号ロからチまでの規定中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条第二号イ中「及び令和六年所得税法等改正法」を「、令和六年所得税法等改正法及び令和七年所得税法等改正法」に、「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同号ロからヘまでの規定中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附則第九条の二中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条中「令和六年度に」を「令和七年度に」に、「、令和六年度震災復興特別交付税額」を「及び令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「六百十一億千七百二十万七千円」を「六百八十四億四千四百六十七万七千円」に改め、「及び四千九百八十億円」、「に四千億円を加算した額」及び「及び九百八十億円」を削る。

附則第十二条の見出しを「（令和七年度震災復興特別交付税額の一部の令和八年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和六年度分」を「令和七年度分」に、「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和六年度内」を「令和七年度内」に、「令和五年度震災復興特別交付税額」を「令和六年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に改め、同条第二項中「令和六年度震災復興特別交付税額」を「令和七年度震災復興特別交付税額」に、「令和七年度分」を「令和八年度分」に改める。